



【黒潮町太陽光発電設備等設置補助金】に係るQ & A

No.

1	補助を受けられる要件は？	以下を全て満たす必要があります。 ・黒潮町内に住民登録のある方（実績報告時点） ・町内の住宅（併用住宅を含む）に発電した電気を供給する太陽光発電設備等を設置すること。 ・補助事業で設置した設備で発電した電気は自ら消費し、消費できない余剰電力は町内で消費できるよう売電すること。 ・その他の補助金、助成金及びこれらに類する給付金を受けないこと。 ・環境省のうちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること。 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象でないこと。 ・環境省が定める要件を満たす設備であること。（※下部に別記しています）
2	補助対象の範囲は？	太陽光発電設備及び稼働に必要な付帯設備の機器購入及び設置に必要な経費が対象となります。なお、消費税及び廃棄に係る費用は対象とならない点にご留意ください。
3	住宅ではなく、事業所の設置も対象となる？	対象となりません。住宅のみが対象です。
4	住宅兼店舗に設置する場合、対象となる？	住居部分に供給する場合に限り、対象となります。（令和7年度改正）
5	補助金の割合や上限はいくら？	補助率は2/3です。上限はありません。 補助金は消費税相当額を差し引いた金額となります。 例：補助対象事業費が150万円（税抜）の場合、補助金は100万円
6	他の補助金と重複して受けられる？	受けられません。
7	中古品は対象となる？	なりません。新品のみ対象となります。
8	リースやレンタルは対象となる？	なりません。
9	既に設置しているものは対象となる？	なりません。令和7年5月20日以降に申請し、交付決定後に着手するものが対象です。
10	いつまでに申請する？	本年度は令和7年2月28日までに町へ実績報告できるものが対象です。なお、予算に達した場合は早めに受付を終了することがあります。
11	補助事業はいつまでである？	令和6年度～令和9年度の予定です。
12	購入した発電設備はいつまで使用しなければいけない？	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数としています。
13	借家の場合に設置するものは対象となる？	対象となります。耐用年数利用する等、要件について所有者の承諾が必要です。
14	新築時に設置するものは対象となる？	対象となります。自家消費量の算出にあたっては直近の統計データ（環境省の実施する家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査）から算定してください。
15	蓄電池やV2Hの設置は対象となる？	現状、対象となりません。
16	太陽光パネルを乗せるカーポートは補助対象となる？	太陽光発電設備は対象となりますが、カーポート部分は補助の対象となりません。
17	今後、蓄電池や充放電器（V2H）などが対象として追加となる？	今後については明確な回答はできません。
18	設備を発注する事業者は町内の事業者でないといけない？	特に規程はありません。
19	何回でも申請できる？	回数に定めはありません。但し、可能な範囲でまとめた申請としてください。
20	余剰売電先の情報は？	現在、黒潮町内に限定して供給できる事業者は「くろしおエナジー(株)」のみです。（別紙「注意事項」参照）

21	余剰売電の金額はいくら？	売電先の事業者にご確認ください。
22	設置した後、補助要件を満たさない場合どのような？	補助金を返還いただく可能性があります。
23	うちエコ診断WEBサービスはどのようにしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
24	要件が複雑で対象となるかわからないがどうしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
25	契約はどのタイミングで行う？	契約は着手に該当しますので、交付決定後に締結してください。
26	ハイブリッドパワーコンディショナは補助対象となる？	蓄電機能を有する場合は蓄電池の付帯設備となるため対象外です。蓄電機能を有しない場合は対象となります。
27	交付申請前の系統への接続検討申込は着手に該当する？	契約や工事着手に伴うものでなければ着手には該当しません。
28	太陽光発電設備について、メーカーの延長保証費用は対象となる？	対象となりません。

※以下、No.1の設問に係る環境省が定める設備要件（１～５を全て満たす設備であること）

１ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、１時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握及び管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。

２ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）の認定又はＦＩＰ(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

３ 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

４ 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（１）から（９）までをすべて遵守していることを確認すること。

- （１） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （２） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- （３） 防災、環境保全及び景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- （４） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- （５） ２０kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、並びに保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- （６） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- （７） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- （８） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- （９） 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- （１０） 補助対象設備を処分する際は、関係法令（高知県及び町の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- （１１） １０kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体、撤去に係る廃棄等費用について、廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
- （１２） １０kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

５ 補助事業者の敷地内に本事業により設置する太陽光発電設備等で発電して町内の住宅（併用住宅を含む）で自ら消費する電力量を、当該太陽光発電設備等で発電する電力量の３０％以上とすること。